

スーツ等の貸出規程

第1条（趣旨）

一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会（以下「甲」という）が所有するスーツ等を母子家庭及び父子家庭とその子供並びに寡婦（以下「乙」という）に貸し出し自立支援を行う。

第2条（利用者）

広島県在住者で甲が運営するひとり親家庭等就業・自立支援センターの登録者及びその子供とする。

第3条（利用方法）

- (1) 甲へ申込書を提出する。
- (2) 受け渡しは、甲の事務所及び呉市母子寡婦福祉連合会、福山市母子寡婦福祉連合会とする。
- (3) 数に限りがあり貸出できない場合もある。
- (4) 遠隔地の場合は着払いで宅配する。

第4条（利用料金）

スーツ等の利用料金は、無料とする。

第5条（規定の遵守）

利用者は、スーツ等の貸出利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 就職活動の目的のために活用すること。
- (2) スーツ等の損傷を引き起こすおそれのある行為は行わないこと。
- (3) 第3者へ貸し出さないこと。

第6条（返却）

- (1) 貸出期間は2週間とする。但し、貸出期間の短縮または延長を希望した場合は甲と乙の協議の上、変更することができる。
- (2) 利用者は、クリーニングをして返却するものとする。なお、クリーニング代は乙が負担する。
- (3) 紛失や著しい汚損、損傷があった場合は状態に応じてご負担をお願いする場合がある。
- (4) 借りた事務所へ持参または送料を乙負担で送る。

第7条（個人情報の取扱いについて）

本事業で知り得た個人情報、乙の同意なく第3者に開示、漏洩しないよう
十分管理に気をつける。
また、目的外の使用はしない。

第8条（その他）

本規程に定めのない事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合は甲と
乙で協議し解決するものとする。

附則

この規程は、令和元年11月20日から施行する